

東日本大震災追悼キャンペーン「くらやみキャンドルプロジェクト」 会則

(名称)

第1条 この会は、東日本大震災追悼キャンペーン「くらやみキャンドルプロジェクト」
(以下「くらやみキャンドルプロジェクト」という。)と称する。

(目的)

第2条 くらやみキャンドルプロジェクトは、今回の東日本大震災に対して、復興支援・市民防災という観点から、市民の防災力及び地域の相互支援の仕組みづくりを目的とする。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するために、くらやみキャンドルプロジェクトを実施し、集めた寄附金で、被災地の学生の奨学金を拠出する。

また、事業で得られた成果が、災害復興だけでなく防災・災害対策や他の地域課題（子育て、環境、福祉、犯罪、地域間など）を解決する担い手や場になるよう発展させる。

2 東日本大震災追悼キャンペーン「サンタキャンドルプロジェクト」の実施

倉敷市域において、クリスマスの夜に、各家庭や職場で、追悼のキャンドルを灯していただき、震災当時の暗闇を感じながら、被災地へ想いを寄せ、祈り、それぞれがこれから支援を考える時間を持とう、という啓発イベントを実施する。

なお、1口200円の寄附金を募集し、応募者には、1口につきキャンドルを1つ配布する。

3 くらやみキャンドルプロジェクトの実施

前項の「サンタキャンドルプロジェクト」同様2012年3月11日の夜に、岡山県全域及び、一部県外にて、キャンドルナイトのイベントを開催する。

4 募金の使途

前第2項及び第3項によって集めた寄附金は、岩手県の特定非営利活動法人 遠野まごころネットにより創設された「まごころサンタ基金」に、被災した学生への奨学金として寄附する。

(メンバー)

第4条 くらやみキャンドルプロジェクトのメンバーは、別紙「プロジェクトメンバー一覧」に定めたとおりとする。

(代表者)

第5条 くらやみキャンドルプロジェクトの代表者は、一般社団法人倉敷未来機構 代表理事 坂ノ上博史 とする。

(退会)

第6条 メンバーは、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 メンバーが、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) くらやみキャンドルプロジェクトが、その者をメンバーにふさわしくないと判断したとき。

(職務)

第7条 代表者は、くらやみキャンドルプロジェクトを代表し、その業務を統括する。

2 会計責任者は、くらやみキャンドルプロジェクトの業務及び財産の状況を管理する。

(解任)

第8条 代表者は、心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるときは、これを解任することができる。

(事業年度)

第9条 くらやみキャンドルプロジェクトの事業年度は、2012年11月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(プロジェクト残金)

第10条 くらやみキャンドルプロジェクトの残金の帰属先は、プロジェクトメンバーで議の上、決定する。

(委任)

第11条 この会則に定めのない事項は、メンバーの議決を経て、代表者が別に定める。

附 則

この会則は、2012年11月1日から施行する。